



独立行政法人教員研修センター
第4期中期目標期間業務実績報告書
(平成23年度～平成27年度)

独立行政法人教員研修センター

目 次

I 第4期中期目標期間の事業概要	1
II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1. 学校教育関係職員に対する研修	2
2. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助	13
3. その他	18
III 業務運営の効率化に関する事項	
1. 経費等の縮減・効率化	20
2. 業務運営の点検・評価の実施	22
3. 情報セキュリティの確保	24
IV 財務内容の改善に関する事項	
1. 自己収入の確保	25
2. 固定経費の削減	25
3. 財務内容等の透明性の確保	25
V その他業務運営に関する重要事項	
1. 長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施	29
2. 人事に関する計画	31
3. 内部統制の充実・強化	35
第4期中期目標期間における研修実施状況（別紙）	37
・平成23年度独立行政法人教員研修センター実施研修について	38
・平成24年度独立行政法人教員研修センター実施研修について	46
・平成25年度独立行政法人教員研修センター実施研修について	53
・平成26年度独立行政法人教員研修センター実施研修について	61
・平成27年度独立行政法人教員研修センター実施研修について	68

（別添資料）

1. 独立行政法人教員研修センターの中期目標
2. 独立行政法人教員研修センターの中期計画
3. 独立行政法人教員研修センターの平成23年度計画
4. 独立行政法人教員研修センターの平成24年度計画
5. 独立行政法人教員研修センターの平成25年度計画
6. 独立行政法人教員研修センターの平成26年度計画
7. 独立行政法人教員研修センターの平成27年度計画

I 第4期中期目標期間の事業概要

教員研修センター（以下「センター」という。）は、国として行うべき校長、教員などの学校教育関係職員に対する研修を一元的、効率的に行うことにより、その資質の向上を図ることを目的として、平成13年4月に発足し、以来、第1期・第2期・第3期の中期目標期間を通じ、全国的な教員の資質向上の取組の中核を担う教員研修のナショナルセンターとしての役割、機能を果たすべく事業の充実を図ってきたところである。

平成23年から始まった第4期中期目標期間（平成23年度から平成27年度の5年間）においては、

- ・各地域で学校教育において中心的な役割を担う管理職に対する学校経営研修
- ・学校現場が抱える喫緊の重要課題について教育委員会が行う研修等の指導者の養成を目的とした研修

などを実施した。

また、各都道府県教育委員会等において、より充実した研修が実施できるよう、研修教材の開発や様々な研修情報の提供を行うとともに、教員養成を行う大学や教職大学院との連携・協力を一層推進した。

さらに、平成25年12月24日の閣議決定「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」において、「教員研修センターについては、間接業務を含む業務の更なる効率化を進めつつ、本法人の機能強化のため、教育委員会、大学等との連携の更なる推進、研修対象の拡大を平成26年度から実施する。」とされたことを踏まえ、機能強化の観点から、初めての「教育長セミナー」を開催（平成27年2月21日・22日）したほか、平成27年度新規事業として次世代型教育推進センターを設置し、主体的・協働的な学習（いわゆるアクティブ・ラーニング）の指導方法等について、教員の資質能力向上のためのプロジェクトを開始した。

なお、センターの業務運営に関しては、研修事業の質の低下を招かないよう配慮しつつ、事業の徹底した見直し・効率化を図り、中期目標期間中の毎事業年度において、経費の縮減を図ってきた。

この報告書は、第4期中期目標期間の最終年度にあたり、中期目標の期間における業務実績の概要を、中期目標及び中期計画の項目ごとにまとめたものである。

なお、各事業の詳細については、毎事業年度の業務実績報告書に詳述している。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

【中期目標】

1. 学校教育関係職員に対する研修

【中期計画】

(1) 実施する研修の基本的な内容

センターは、中期目標に基づき、以下の①及び②を基本とした別紙1に掲げる各研修を実施する。

なお、各研修の研修内容、受講対象、日数、人数等について、別紙1に掲げるものを基本としつつ、年度計画においては、毎事業年度の実際の受講者数、受講者又は任命権者等からのアンケート調査結果、国の教育政策の方向性や事後評価等を踏まえて、より効果的・効率的なものとなるよう明確に定める。

- ① 各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長、副校長・教頭及び中堅教員等に対する学校経営研修等
- ② 学校現場が抱える喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修等の講師や企画・立案等を担う指導者の養成等を目的とした研修

これに加え、以下の③の研修として、別紙2に掲げる各研修を実施する。

- ③ 地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修
- ④ ①から③のほか、国の教育政策上、緊急に実施する必要性が生じた学校教育関係職員の研修について、関係行政機関からの要請又は委託等により実施する。

【研修事業の実施】

センターでは、中期目標及び中期計画に基づき、第4期中期目標期間中に実施すべきとされた以下の区分の研修について、別紙「第4期中期目標期間における研修実施状況」のとおり、平成23年度～平成27年度については全て実施し、受講者数は約40,600人であった。

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
① 各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長、副校長・教頭及び中堅教員等に対する学校経営研修	2 研修	2 研修	2 研修	2 研修	2 研修
② 学校現場が抱える喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修等の講師や企画・立案等を担う指導者の養成等を目的とした研修	14 研修	14 研修	14 研修 ※	14 研修	14 研修
③ 地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修	5 研修	5 研修	6 研修 ※	6 研修	6 研修
研 修 数	21 研修	21 研修	22 研修	22 研修	22 研修

※ 上表中、平成25年度に「小学校における英語活動等国際理解活動指導者養成研修」の区分が②→③となり、②の区分に新たに「いじめの問題に関する指導者養成研修」が加わった。

なお、第4期中期目標期間中において、新たに次の3研修を実施した。（廃止、統合を行った研修は、「Ⅱ.1. (4) 各研修の廃止、縮減、内容・方法等の見直し」の項目に記述）

（平成23年度～）

- ・学校教育の情報化指導者養成研修
- ・教育相談指導者養成研修

（平成25年度～）

- ・いじめの問題に関する指導者養成研修

「③地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修」については、中期計画において、「研修に必要な経費については、全額派遣者負担とする。ただし、④「国の教育政策上、緊急に実施する必要性が生じた学校教育関係職員の研修について、関係行政機関からの要請又は委託等により実施する研修」については、当面センターの負担とし、現中期目標期間中に派遣者の全額負担に移行」とされたことに基づき、次のとおり全額負担に移行した。

（平成23年度より委託研修、平成24年度より全額負担）

- ・学校評価指導者養成研修
- ・カリキュラム・マネジメント指導者養成研修

（平成25年度より委託研修、平成26年度より全額負担）

- ・小学校における英語活動等国際理解活動指導者養成研修

【中期計画】

（2）各研修の目標とする成果の指標

各研修の目標とする成果の指標については、研修毎に、以下の①から④の方法の中から別紙1及び別紙2のとおり定め、達成状況を把握するとともに、その達成を図る。

【研修の目標とする成果の達成状況】

中期計画で定めた①から④の項目の達成状況は以下のとおりである。なお、各研修の目標とする成果の達成状況の詳細については、別紙「第4期中期目標期間における研修実施状況」のとおりである。

【中期計画】

- ① これまでの受講者数又は毎事業年度の評価結果等を踏まえて、センターが自ら設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。

① 研修受講者の参加率

平成23年度から平成26年度においては、地方公共団体からの委託を受けて実施している研修を除き、全ての研修において、計画に定める受講者数の85%以上の参加者を得た。

なお、平成27年度は、実施すべきとされた16研修のうち15研修において、計画に定める受講者数の85%以上の参加者を得た。

未達成 教育課題研修指導者海外派遣プログラム（83.7%）

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実施した研修	16 研修	16 研修	16 研修	16 研修	16 研修
うち参加率が 85%以上	16 研修	16 研修	16 研修	16 研修	15 研修
参加率が 85%以上の研修比率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	93.8%

【中期計画】

- ② 受講者に対して、研修終了直後又は1年後を目途として研修内容・方法、研修環境等についてのアンケート調査等を実施し、毎事業年度平均で85%以上から「有意義であった」などのプラスの評価を得る。仮に、プラスの評価とした受講者の割合が毎事業年度平均で85%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。

②研修内容・方法、研修環境等についてのアンケート調査（有意義回答率）

平成23年度から平成27年度においては、実施すべきとされた全ての研修において、計画に定める85%以上の受講者から「有意義であった」などプラスの評価を得た。

有意義回答率	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
①各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長、副校長・教頭及び中堅教員等に対する学校経営研修	99.9% ～100.0% (2 研修)	99.8% ～100.0% (2 研修)	96.6% ～99.7% (2 研修)	99.7% ～100.0% (2 研修)	99.5% ～100.0% (2 研修)
	平均 99.9%	平均 99.8%	平均 99.7%	平均 99.7%	平均 99.5%
②学校現場が抱える喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修等の講師や企画・立案等を担う指導者の養成等を目的とした研修	95.5% ～100.0% (13 研修)	97.9% ～100.0% (13 研修)	96.9% ～100.0% (13 研修)	97.9% ～100.0% (13 研修)	99.2% ～100.0% (13 研修)
	平均 98.1%	平均 98.8%	平均 98.7	平均 99.3%	平均 99.7%
③地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修	95.8% ～100.0% (5 研修)	97.8% ～100.0% (5 研修)	100.0% (6 研修)	100.0% (6 研修)	97.1% ～100.0% (6 研修)
	平均 98.0%	平均 99.0%	平均 100.0%	平均 100.0%	平均 99.8%

【中期計画】

- ③ 受講者の任命権者である都道府県・指定都市教育委員会、市町村教育委員会又は所属する各学校長等に対して、研修終了後1年後を目途としてアンケート調査等を実施し、事業年度平均で80%以上から、「研修成果を効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。仮に、プラスの評価とした任命権者等の割合が事業年度平均で80%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。

③研修成果の活用状況に関するアンケート調査

本調査の対象は、「各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長、副校長・教頭及び中堅教員等に対する学校経営研修」に関するものであり、平成 23 年度から平成 26 年度の事業年度平均で、次の研修の全てにおいて、計画に定める 80%以上の任命権者等から「研修成果を効果的に活用できている」などのプラスの評価を得た。

なお、アンケート調査については、全ての受講者を対象に研修終了後 1 年を目途として、受講者が校長及び指導主事等の場合は教育委員会、教頭及び教諭の場合は校長に対して調査したものである。

また、平成 27 年度に実施した研修に対する調査は平成 28 年度に実施する。

研 修 名	事業年度平均	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
教職員等中央研修	93.0%	94.4%	88.5%	95.7%	93.7%
教職員海外派遣研修	91.7%	97.1%	85.2%	89.7%	93.3%
計（2 研修）	93.0%	94.5%	88.4%	95.6%	93.7%

【中期計画】

- ④ 受講者又はその任命権者等に対する調査等を適宜実施し、事業年度平均で 80%以上の受講者が、研修終了後に、各地域における学校訪問の実施、各教育委員会等が行う研修等の企画・立案、講師として又は各種教育施策の企画・立案・推進において指導的な役割を担っているとの結果を得る。仮に、各地域で研修講師等としての役割を担った者の割合が事業年度平均で 80%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。

④研修成果の活用状況に関するアンケート調査

本調査の対象は、「学校現場が抱える喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修等の講師や企画・立案等を担う指導者の養成等を目的とした研修」に関するものであり、平成 23 年度から平成 26 年度の事業年度平均で、次の研修の全てにおいて計画に定める 80%以上の受講者から「各地域で研修講師等としての役割を担っている」との回答を得た。

なお、アンケート調査については、研修終了後 1 年を目途として、全ての受講者に対して調査したものである。

また、平成 27 年度に実施した研修に対する調査は平成 28 年度に実施する。

研 修 名	事業年度平均	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
学校組織マネジメント指導者養成研修	95.1%	97.2%	92.4%	95.7%	95.2%
言語活動指導者養成研修（国語力向上指導者養成研修）	90.7%	91.7%	84.7%	91.1%	96.5%
道徳教育指導者養成研修	84.2%	87.6%	76.1%	87.8%	85.6%
学校教育の情報化指導者養成研修	90.7%	92.0%	85.5%	93.1%	92.4%
小学校における英語活動等国際理解活動指導者養成研修	88.1%	92.5%	84.6%	—	—

外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修	84.0%	90.0%	80.7%	85.0%	80.7%
生徒指導指導者養成研修	94.5%	98.3%	93.5%	92.6%	93.5%
人権教育指導者養成研修	91.0%	92.5%	87.9%	90.1%	94.0%
キャリア教育指導者養成研修	86.7%	92.8%	77.5%	88.5%	88.0%
教育相談指導者養成研修	91.2%	95.1%	90.1%	89.7%	90.4%
いじめの問題に関する指導者養成研修	90.8%	—	—	91.8%	89.7%
子どもの体力向上指導者養成研修	91.8%	94.4%	91.0%	91.9%	90.9%
健康教育指導者養成研修	90.5%	92.2%	87.3%	90.5%	92.2%
教育課題研修指導者海外派遣プログラム	97.9%	94.6%	90.5%	93.6%	80.3%
計（13研修）	89.5%	92.4%	85.0%	91.1%	89.8%

【中期計画】

（3）各研修の効果的・効率的な実施のための方法の導入

各研修の効果的・効率的な実施を図るため、以下に掲げる方法の中から適当なものを導入する。

なお、具体的な方法については、毎事業年度の計画において明確に定める。

- ① 毎事業年度、受講者又はその任命権者等に対するアンケート調査等を実施し、各研修内容・方法の改善・充実に関する意見、受講者又はその任命権者等の研修ニーズ等を把握する。また、その結果を踏まえ、次年度以降の研修内容・方法の見直し等に適切に反映する。
- ② 受講者及びその任命権者に対して、受講者の応募段階で、研修成果の活用に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、研修終了後、相当の期間内にこれらの者に対するアンケート調査等を行い、学校内外への研修成果の活用内容・方法等について把握する。
- ③ 研修内容・方法について、一斉講義を中心とした研修を行ういわゆる事前研修と、中央において演習等を中心とした研修を行ういわゆる集合研修に分類し、事前研修については、インターネット等を活用した講義の配信、映像コンテンツ等を配布することによる自主的研修により行い、また中央で行うものは集合研修に特化・重点化する。
- ④ 受講者及びその任命権者等の利便性、ニーズ等を勘案し、一定のブロック単位等、地方で開催する。
- ⑤ 研修の企画や運営にあたっては、教育委員会、教員養成系大学・学部等の大学教員や国立教育政策研究所、民間企業等の専門家の知見を活用するとともに、これらの機関との連携・協力を推進する。
- ⑥ 研修終了時に、受講者に対して研修を受講したことにより得られたと考える成果等に関する報告書（研修成果報告書）の作成・提出を義務付けるとともに、これらを任命権者に提供する。
- ⑦ 研修内容の一部に、研修の企画・立案、講師となるために必要な科目を設定するとともに、各地域での研修等の実施に資するよう、インターネット等を用いた研修教材の活用が図られるようにする。

【研修の効果的・効率的な実施のための方法の導入】

中期計画で定めた①から⑦の項目の研修手法の導入状況は、以下のとおりであり、平成23年度から平成27年度においては、計画した全ての研修について研修手法を導入した。

なお、各研修の研修手法の導入状況の詳細については、別紙「第4期中期目標期間における研修実施状況（各年度の実施状況）」のとおりである。

研修の効果的・効率的な実施のための方法の導入状況	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	対象研修	実施研修	対象研修	実施研修	対象研修	実施研修	対象研修	実施研修	対象研修	実施研修
① アンケート調査等による研修ニーズの把握	21	21	21	21	22	22	22	22	22	22
② 事前計画書等の提出と研修成果の活用状況等の把握	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
③ インターネット等による事前研修の実施	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
④ 一定のブロック単位等による地方開催	7	7	7	7	7	7	4	4	4	4
⑤ 大学、企業等の専門家の活用と同機関との連携協力	21	21	21	21	22	22	22	22	22	22
⑥ 研修成果報告書の提出と任命権者への提供	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
⑦ 講師となるための科目の設定と研修教材の提供	17	17	17	17	18	18	18	18	18	18
合 計	82	82	82	82	85	85	82	82	82	82
実 施 率	100%		100%		100%		100%		100%	

① アンケート調査等による研修ニーズの把握の導入

対象とした研修について、研修終了後に受講者に対してアンケート調査を実施した。その結果を反映させるため、外部の専門家等により構成される企画委員会等の資料として用い、班別討議等コマの新設や拡充、部会の新設、開催期間の短縮等を実施した。

② 事前計画書等の提出と研修成果の活用状況等の把握の導入について

対象とした研修について、受講者及び任命権者に対し、研修成果の活用に関する事前計画書を受講時まで提出することを義務付け、活用方法について把握した。また、研修成果の活用状況のアンケート調査を実施し、研修の見直しに活用したほか、学校経営研修については、その結果を、各都道府県教育委員会等での研修の充実に資するよう、冊子にして配布するとともに、「教職員等中央研修」の研修成果活用について、主な具体例（抜粋）をホームページで提供した。さらに、センター研修の受講者の研修成果を、各教育委員会において一層活用していただくため、平成26年度より、都道府県・指定都市ごとに各研修受講者一覧を作成し、当該都道府県・指定都市教育委員会及び教育センターに送付した。

③ インターネット等による事前研修の実施の導入について

対象とした研修の事前研修として、インターネット等を活用して講義の配信を行った。また、「学校教育の情報化指導者養成研修」の事前研修用eラーニング教材（動画教材及び理解度確認テスト）を開発し、受講予定者に配信した。さらに、各教育委員会及び学校現場の教員向けにeラーニング教材の作成支援プログラムを平成24年度に開発し、一部研修において受講者に提供した。

④ 一定のブロック単位などによる地方開催の導入について

対象とした研修について、ブロック開催等により地方で開催した。

⑤ 大学、企業等の専門家の活用と同機関の連携協力の導入について

対象とした研修について、研修の企画や運営に関する検討を行う企画委員会等の実施にあたり、教育委員会、教員養成系大学、国立教育政策研究所及び民間企業等と連携・協力し、これらの機関の専門家の知見を活用することにより、研修内容の充実を図った。また、「教育課題研修指導者海外派遣プログラム」の全派遣団に、各教育課題の専門家をシニアアドバイザーとして委嘱し、派遣先での指導助言及び事前研修会等における指導助言を得ることにより研修効果を高めた。

⑥ 研修成果報告書の提出と任命権者への提供の導入について

対象とした研修について、研修終了後、受講者に研修成果報告書を提出させ、任命権者に提供した。また、「教育課題研修指導者海外派遣プログラム」においては、派遣テーマに関する訪問国の現状と先進的な取り組みを、学校現場に取り入れる視点からまとめた「教育課題研修指導者海外派遣プログラム報告書」を作成し、各教育委員会等に提供するなど、各地域における研修での活用を図った。

⑦ 講師となるための科目の設定と研修教材の提供の導入について

対象とした研修について、研修講師になるために必要な知識や研修のポイントを教授する講義等を設定した。また、受講者が研修終了後、地域で行われる研修の講師等として活用できるよう、演習等で作成した成果物を共有するとともに、講義内容をインターネットで配信した。

○年度計画で定めた研修手法以外に行った研修手法

- ・研修期間中又は研修終了時に研修全体の評価のほかに、研修の中の各講義等が有意義であったかについての評価を行い、講義内容の見直しや改善に役立てた。
- ・「教育課題研修指導者海外派遣プログラム」において、シニアアドバイザーとして同行した大学教授等をセンターの研修講師として招聘し、当該プログラムで得た諸外国の教育状況の調査結果を講義のデータとして使用するなど、研修内容の充実に活用した。

【中期計画】

(4) 各研修に関する廃止、縮減、内容・方法の見直し

各研修について、独立行政法人として実施する必要性、研修の効果、都道府県ごとの受講者数、毎事業年度の評価結果、都道府県ごとの受講者数に著しい差が生じた場合にはその要因分析等を踏まえ、必要な場合には、廃止、縮減、内容・方法の見直し等、所要の措置を講じる。

なお、内容・方法の見直しに当たっては、教育委員会及び大学との連携を図る。

また、研修の廃止等に当たっては、以下の廃止等の基準により、廃止・隔年実施等の所要の措置を講じる。

- ① 「各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長、副校長・教頭及び中堅教員等に対する学校経営研修」及び「学校現場が抱える喫緊の重要課題について、国の役割として実施すべき地方公共団体が行う研修等の講師や企画・立案等を担う指導者を養成するための研修」の廃止等の基準

ア 研修成果活用実績による廃止等の見直しについて

研修成果の活用状況等についてのアンケート調査等において、「センターでの研修成果を各都道府県教育委員会等で効果的に活用できている」割合が50%以下となった場

合には、当該研修の廃止を含め、見直し等の措置を講ずる。

イ 都道府県ごとの受講者数に著しい差のある研修の見直しについて

都道府県ごとの参加者数に著しい差のある研修については、その要因等を分析し、規模、方法の適正化を図るなど、所要の措置を講じる。

② 「共益的事業として地方公共団体からの委託等により例外的に実施する研修」の廃止等の基準

ア 「産業技術、情報技術等に関する指導者の養成を目的とした研修」の各研修コースの廃止等の基準

1) 連続する2ヶ年での受講実績による廃止等

2ヶ年連続して、受講者を推薦した都道府県数が、10未満の場合は廃止、15未満の場合は隔年実施又は統合する。

ただし、「水産」、「看護」及び「福祉」の各分野の研修については、各都道府県における学科の設置数が他の分野に比べ少ない状況にあることから、以下のとおりとする。

「水産」 2ヶ年連続して、受講者を推薦した都道府県数が7未満の場合は廃止、11未満の場合は隔年実施又は統合する。

「看護」 2ヶ年連続して、受講者を推薦した都道府県数が8未満の場合は廃止、12未満の場合は隔年実施又は統合する。

「福祉」 2ヶ年連続して、受講者を推薦した都道府県数が7未満の場合は廃止、10未満の場合は隔年実施又は統合する。

2) 単年度での受講実績による廃止

受講者を推薦した都道府県数が、5未満の場合は廃止する。

イ 「産業教育に携わる実習助手に対して必要な知識・技術を修得させることを目的とした研修」の各研修の廃止等の基準

1) 連続する2ヶ年での受講実績による廃止等

2ヶ年連続して、受講者を推薦した都道府県数が、10未満の場合は廃止、15未満の場合は隔年実施する。

受講者を推薦した都道府県数が、5未満の場合は廃止する。

ウ 「喫緊の重要課題の指導者養成研修として実施してきた研修」の廃止の基準

・単年度での受講実績による廃止

受講者を推薦した都道府県数が、24未満の場合は廃止する。

【研修の廃止、縮減、内容・方法等の見直し】

センターでは、教員研修のナショナルセンターとして、校長、副校長・教頭、中堅教員といった学校管理職及び指導的役割を担う教員に対する研修の実施等、各都道府県教育委員会や民間機関等では担い得ない、国として真に実施すべき研修等を実施している。一方、事務及び事業の遂行にあたっては、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る視点を基本としている。

毎事業年度に実施する各研修の内容等については、国の教育政策の方向性や、受講者又はその任命権者等に対する研修成果に関する調査結果、都道府県ごとの受講者数、事業年度の評価結果、教育委員会・大学等の専門家の知見等を踏まえ、不断の見直しを行っている。

第4期中期目標期間中の主な見直し内容は、以下のとおりである。

ア 縮小等を行った研修

・「教職員等中央研修」

平成23年度の参加状況を踏まえ、平成24年度より総定員を1,800人から1,700人とし、「校長マネジメント研修」については定員を100人から150人に、「中堅教員研修」については定員を1,100人から950人に見直した。

・「副校長・教頭等研修」及び「中堅教員研修」

人材育成にかかるニーズの高まりから、「副校長・教頭等研修」については、平成25年度に学校組織マネジメント分野に「人材育成とコーチング」を新設し、「中堅教員研修」については、平成26年度に「コーチング」を新設した。

・「健康教育指導者養成研修（学校安全コース）」及び「言語活動指導者養成研修（国語力向上指導者養成研修）」

第一宿泊棟の空調工事による宿泊可能人数が減少することに対応し、定員220名を200名に変更した。

・「教育課題研修指導者海外派遣プログラム」

各都道府県教育委員会等の経費の負担軽減等を図る観点から、平成25年度より事後研修会を廃止した。

イ 開催期間・会場等の見直しを行った研修

・「教職員等中央研修」

夏休み期間を活用した非宿泊型の研修について、全国的な受講機会の拡大を図るため、平成25年度より地方開催の一会場を大阪開催から福岡開催に変更した。

平成26年度より、参加希望者の多い第2・3回中堅教員研修については、3週間(夏季集中)プログラムに変更し日程を18日間とすることで、全日程を8月中に終了するとともに、宿泊研修のメリットを活かすため、土曜日を研修日(期間中1回)とした。また、平成27年度より、開催期間内に、月曜日が祝日となる3連休(土日月(祝))がある場合、その土曜日を研修日とすることで、その分の開催期間を短縮した。

平成27年度より、副校長・教頭等研修において、学校現場への負荷を減らすことを意図し、開催期間内に3連休(土日祝)がある場合については、土曜日を研修日とすることにより開催期間を短縮した。

・「言語活動指導者養成研修（国語力向上指導者養成研修）、キャリア教育指導者養成研修、健康教育指導者養成研修（健康コース、学校安全コース）、教育課題研修指導者海外派遣プログラム事前研修会」

平成26年度より、全国の受講者との情報交換やネットワークづくりを支援するため、定員300名以下で東西ブロック等により開催していたものを見直し、全国を対象としてセンターで開催した。また、教育課題研修指導者海外派遣プログラム事前研修会については、参加のしやすさを考慮し、8月の土・日曜日に開催した。

・「キャリア教育指導者養成研修」

センター(つくば市)での年1回の開催を見直し、センターで、対象都道府県をそれぞれ指定した上で、平成27年度より年2回の開催とした。

ウ 地方公共団体の共益的事業として委託等により実施する研修

・「産業・情報技術等指導者養成研修」

各研修コースの参加状況を踏まえ、中期計画に掲げる「各研修コースの廃止等の基準」に基づき、以下の通り、見直しを行った。

「高等学校 農業 A-2」 平成24年度から廃止

（受講者を推薦した都道府県が平成23年度2県となったため）

「高等学校 水産 D-1」 平成24年度から廃止

（受講者を推薦した都道府県が平成23年度4県となったため）

「高等学校 情報 G-1」 平成27年度から3コースを2コースに統合

（受講者を推薦した都道府県が平成25年度及び平成26年度ともに10県となったため）

「高等学校 福祉 H-2」 平成24年度から廃止

（受講者を推薦した都道府県が平成23年度0県となったため）

「中学校 技術・家庭（技術） I-1」 平成25年度から隔年実施

（受講者を推薦した都道府県が平成23年度14県、平成24年度12県となったため）

・「学校評価指導者養成研修、カリキュラム・マネジメント指導者養成研修」

平成23年度から委託研修として実施し、平成23年度はセンターの負担とし、平成24年度より派遣者の全額負担とした。

・「小学校における英語活動等国際理解活動指導者養成研修」

喫緊課題研修としては平成24年度をもって廃止したが、都道府県等教育委員会からの継続実施の要請を踏まえ、平成25年度より委託研修として実施した。研修に必要な経費については、中期計画に基づき、平成25年度はセンターの負担とし、平成26年度より派遣者の全額負担とした。

※中期計画「（喫緊課題研修として実施してきた研修については）当面センターの負担とし、現中期目標期間中に派遣者の全額負担に移行する。」

・「キャリア教育指導者養成研修」

センター（つくば市）での年1回の開催を見直し、センターで、対象都道府県をそれぞれ指定した上で、平成27年度より年2回の開催とした。

エ 国の施策の変化等への対応

・「教職員等中央研修」

「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」中間とりまとめ（平成23年9月）及び最終報告（平成24年7月）を踏まえ、平成24年度より副校長・教頭等研修に、「防災管理」のコマを導入した。

道徳の教科化に向けた国の動向を踏まえ、平成25年度より副校長・教頭等研修に「道徳教育」のコマを、平成26年度より校長マネジメント研修に「校内指導体制の充実～道徳教育・生徒指導等の充実～」のコマを導入した。

児童相談所への相談件数や小・中・高校生の自殺者が増加傾向にあることから、副校長・教頭研修において、平成24年度より「児童虐待又は自殺予防」のコマを導入し、平成26年度より前年度選択講義であった「児童虐待」及び「自殺予防」を必修講義とした。

精神疾患による教員の病気休職者数の現状を踏まえ、中堅教員研修において、平成24年度より「メンタルヘルス」のコマを導入した。

女性の活躍が政府の政策として打ち出されていることを踏まえ、平成27年度より、研修開講日に実施する「新しい時代の教育」について、男女共同参画に係る学校内マネジメントと指導の内容を含め、時間を拡充して実施した。

・「いじめの問題に関する指導者養成研修」

平成24年9月に文部科学省が「いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針等について」を策定し、「いじめ防止対策推進法」が制定されたこと等を踏まえ、平成25年度より実施した。

・「健康教育指導者養成研修（学校安全コース）」

「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」中間とりまとめ（平成23年9月）及び最終報告（平成24年7月）を踏まえ、防災教育・防災管理に重点をおいた研修内容に見直すとともに、2ブロック開催とするなど規模を拡大して実施した。

<平成23年度の変更点>

- i) ブロック開催の導入 つくば開催 → 2ブロック開催（平成26年度より年1回）
- ii) 研修期間の拡充 3日間 → 4日間（平成26年度より5日間）
- iii) 定員の拡充 160人 → 220人

・「小学校における英語活動等国際理解活動指導者養成研修」

平成24年度から文部科学省が新たに作成した外国語活動教材が活用されることを踏まえ、「授業実践コース」を新設し、定員を220人から330人とした。

オ その他

・教員免許更新制への対応

教職員等中央研修などにおいて、文部科学大臣から更新講習の認定を受け、研修受講者のうち更新講習対象者（H23:212人、H24:188人、H25:162人、H26:149人、H27:134人）に、更新講習の修了（履修）を認定した。

【中期目標】

2. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助

【中期計画】

各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等において、より充実した学校教育関係職員に対する研修が実施できるよう、以下のような指導、助言及び援助を行う。

【指導、助言及び援助の実施】

各都道府県教育委員会等において、より充実した学校教育関係職員に対する研修が実施できるよう、以下のような指導、助言及び援助を行った。

【中期計画】

① eラーニング研修のプログラム開発・提供

① eラーニング研修のプログラム開発・提供

「学校教育の情報化指導者養成研修」の事前研修用 e ラーニング教材（動画教材及び理解度確認テスト）を受講予定者に配信した。また、平成25年度に各教育委員会および学校現場の教員向けに e ラーニング教材の作成支援プログラムを開発し、一部の研修において受講者に試験的な提供を行った。また、平成26年度から、eラーニング教材の作成支援プログラムを収録したCD-Rを全国教育（研修）センター等協議会参加者に提供した。

【中期計画】

② ソーシャルネットワークサービス（SNS）の構築による受講者間の指導方法等の情報交換機会の提供

② ソーシャルネットワークサービス（SNS）の提供

インターネット上にソーシャルネットワークサービス（SNS）機能を構築し、以下の研修において、試行的に受講者間の学校運営の取り組み等に関する情報交換の場を提供するとともに、研修終了後も情報交換ができるようにした。

平成23年度教職員等中央研修（第5回副校長・教頭等研修）

平成24年度教職員等中央研修（第4回中堅教員研修）

平成25年度教職員等中央研修（第4回中堅教員研修）

平成26年度教職員等中央研修（第4回中堅教員研修）

平成26年度教職員等中央研修（第5回副校長・教頭等研修）

平成27年度教職員等中央研修（第4回中堅教員研修）

【中期計画】

- ③ 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等の研修で活用できるデジタルコンテンツ研修教材の開発・提供、センターが行う研修の講義内容のインターネットによる提供、その他の研修教材の作成・提供

③教材の開発・提供

ア デジタルコンテンツ研修教材の提供

- ・インターネットを活用したデジタルコンテンツ研修教材の提供

「学校におけるコーチングプログラム」、「情報モラル研修教材」などのデジタルコンテンツ研修教材をセンターホームページで一般に提供した。

また、センターが開発した DVD 研修教材のダイジェスト映像をセンターホームページで紹介するとともに、DVD を教育委員会や学校等へ提供した。

イ 事前研修用ビデオ及び講義ビデオのインターネット配信

- ・事前研修用ビデオの配信

研修の受講予定者に ID・パスワードを付与し、必要な基礎的知識を事前に習得させるための講義をインターネットで配信した。（４研修１４タイトル）

「教職員等中央研修」（２タイトル）

「学校組織マネジメント指導者養成研修（事務職員対象）」（１タイトル）

「学校教育の情報化指導者養成研修」（９タイトル）

「キャリア教育指導者養成研修」（２タイトル）

- ・講義ビデオの配信

研修修了者が各地域での研修等の実施に資するよう、ID・パスワードを付与し、以下の研修の講義映像をインターネットで配信した。また、都道府県等の教育センター等からの申し出により ID 等を付与し、都道府県等の教職員研修に活用できるようにした。（１６研修１８４タイトル）

「教職員等中央研修」（２２タイトル）

「学校組織マネジメント指導者養成研修」（３３タイトル）

「言語活動指導者養成研修（国語力向上指導者養成研修）」（１１タイトル）

「道徳教育指導者養成研修」（１４タイトル）

「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」（９タイトル）

「生徒指導指導者養成研修」（６タイトル）

「人権教育指導者養成研修」（３タイトル）

「キャリア教育指導者養成研修」（１３タイトル）

「子供の体力向上指導者養成研修」（５タイトル）

「健康教育指導者養成研修」（３１タイトル）

「学校評価指導者養成研修」（９タイトル）

「カリキュラム・マネジメント指導者養成研修」（１０タイトル）

「小学校における英語活動等国際理解活動指導者養成研修」（５タイトル）

「環境教育指導者養成研修」（５タイトル）

「子育て支援指導者養成研修」（５タイトル）

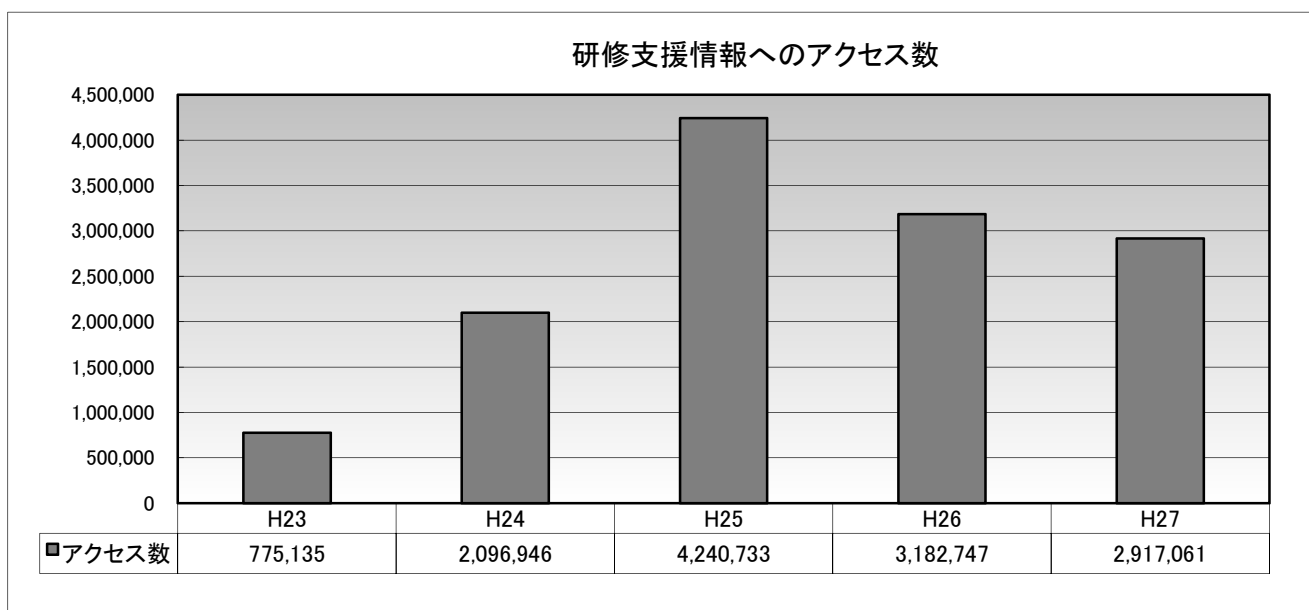
「体験活動指導者養成研修」（３タイトル）

ウ 実践事例集など研修教材（テキスト）の作成・提供

「教員研修の手引き－効果的な運営のための知識・技術－」を毎事業年度に見直しのうえ作成し、各教育委員会等へ提供するとともに、センターホームページで一般に公開した。

エ センターホームページ上の研修教材等へのアクセス数

上記ア～ウについて、インターネットを活用したデジタルコンテンツ研修教材（DVD 研修教材（ダイジェスト版）を除く）等へのアクセス数は以下のとおりであった。



（注）受講者及び教育委員会関係者を対象として配信してきた以下の研修教材（テキスト）については、平成23年9月より、センターホームページで一般に公開している。

- ・NCTD DVD活用法 一改訂版一
- ・学校組織を強化するプロセスマネジメント研修
- ・言語活動の充実を図る全体計画と授業の工夫
- ・スクールコンプライアンスを考える
- ・生徒指導の充実のために

オ オンラインによる研修機会の提供

平成27年度に、研修コンテンツを掲載するためのオンラインサイトの構築を行った。

【中期計画】

- ④ 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が研修を企画・運営する際に参考となる研修カリキュラムの開発・提供、研修手法等のノウハウについての情報提供

④研修のノウハウについての情報提供

ア 教員研修モデルカリキュラム開発プログラムの開発・提供

教育委員会や教育センターが研修を企画・運営する際に参考となる研修カリキュラムを、大学と教育委員会の連携により開発し、開発したカリキュラムを各教育委員会へ提供した。

<平成 23～25 年度>

区 分	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	申請数	採択数	申請数	採択数	申請数	採択数
大学と教育委員会の連携による研修カリキュラム開発事業（平成 23・24・25 年度）	18	12	25	11	17	9
教育委員会との連携・協働による初任者研修支援プログラム開発事業（平成 24・25 年度）	/		4	4	3	2
教育委員会と関係機関の連携による研修カリキュラム開発事業（平成 23・24・25 年度）			3	2	6	4
合 計	21	14	35	19	22	12

* 「教育委員会との連携・協働による初任者研修支援プログラム開発事業」について、平成 24 年度に採択された 4 件及び平成 25 年度に採択された 2 件は、2 年間の委嘱事業である。上表では、それぞれの 2 年目に当たる平成 25 年度、平成 26 年度の採択数には含まれていない。

<平成 26～27 年度>

区 分	平成 26 年度		平成 27 年度	
	申請数	採択数	申請数	採択数
研修カリキュラム開発事業（平成 26・27 年度）	13	10	17	14
i) 教育課題研修カリキュラム開発事業	8	5	7	5
ii) ミドルリーダー研修カリキュラム開発事業	5	5	10	9
研修カリキュラム改善事業（平成 26・27 年度）	5	4	4	3
iii) 教育委員会主催研修カリキュラム改善事業	2	2	1	1
iv) NCTDモデルカリキュラム研修改善事業	3	2	3	2
合 計	18	14	21	17

イ 新たな学びに関する教員の資質能力向上のためのプロジェクト

今後求められる新たな学びの指導方法等について、関係機関等の協力を得ながら、各都道府県における中核的指導者となる教員の育成とともに、教員の指導力向上のための研修プログラムモデルの構築を目的とした「新たな学びに関する教員の資質能力向上のためのプロジェクト（平成 27～29 年度）」を開始した。また、「平成 27 年度次世代型教育推進セミナー～アクティブ・ラーニングについて考える～」(平成 28 年 3 月 16 日開催、641 名参加)において、平成 27 年度成果の公表を行った。

ウ 実践事例集など研修教材（テキスト）の作成・提供（再掲③ウ）

毎事業年度に、「教員研修の手引き－効果的な運営のための知識・技術－」を見直しのうえ作成し、各教育委員会等へ提供するとともに、センターホームページで一般に公開した。

エ 相談窓口の開設

教育委員会が実施する研修への支援等を行うため、「研修の企画・立案に関すること」、「研修講師に関すること」、「当センター職員の派遣（出前研修）に関すること」などについての相談窓口を平成25年12月にセンターホームページに開設した。（センターホームページに研修に関する相談窓口を開設した。（平成25年12月～平成28年3月：相談件数180件）

【中期計画】

⑤ 研修講師についての情報提供

⑤ 研修講師についての情報提供

センターが実施している研修についての講師情報（講師名、職名、専門分野、研修名）を、毎事業年度更新し、各都道府県教育委員会等へ提供した。

【中期計画】

⑥ 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が行っている研修事業についての情報提供

⑥ 教育センター等の実施研修の概要に関する調査と調査結果の提供

都道府県・指定都市・中核市の教育センター等に依頼し、実施研修の概要、教員養成系大学等との連携などについて、毎事業年度に調査し、その結果をセンターホームページ及び CD-ROM で教育委員会等に提供した。

【中期計画】

⑦ 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等の教育センターの研修担当主事等を対象とした会議の開催

⑦ 教育センター等の研修担当主事等を対象とした会議の開催

各都道府県等の教育（研修）センター等の研修担当指導主事等を対象に、国の教員研修に関する情報等の提供、研修の在り方と工夫等についての研究協議・研究発表を行い、各地域における教員研修事業の充実を図ることを目的として、「全国教育（研修）センター研究協議会」を毎事業年度（4月）開催した。

また、平成26年度より、大学と教育委員会の連携を支援するため、日程を延長（1泊2日→2泊3日）し、新たに大学の実施する研修モデルカリキュラム開発の成果や都道府県教育センターの特色ある取組の発表及び研究協議を行った。

さらに、平成27年度より、実施要項上、新たに大学関係者を対象として加えるとともに、大学関係者のための分科会を設け、協議内容を充実させた。

【中期計画】

⑧ センターの職員を各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が行う研修に派遣

⑧教育委員会等が行う研修への職員の派遣

都道府県教育委員会等からの要請に応じ、教育センターが実施する指導主事等を対象とした研修にセンターの職員を研修講師として派遣した。その際、センターが作成したDVD教材「創りだす校内研修」、「学校の新しい流れー教師力の連鎖ー」等も活用した。

(派遣先) 都道府県・市教育センター、大学等

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
15 か所	12 か所	13 か所	13 か所	20 か所

【中期計画】

⑨ センターの研修施設・設備の提供

⑨センターの研修施設・設備の提供

施設提供事業として、学校教育関係者等を対象とした研修等での利用を促進した。

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
件 数	9 件	8 件	10 件	9 件	12 件
使用料収入	8,984 千円	5,729 千円	6,971 千円	17,390 千円	19,061 千円

【中期目標】

3. その他

【中期計画】

各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等において独自に実施している学校教育関係職員に対する研修について、毎事業年度、その内容・方法等に関する情報を収集・蓄積し、その結果をセンターの事業に活用するとともに、教育委員会等に対し必要な情報提供を行う。

なお、研修事業や情報提供業務等のあり方について、各都道府県教育委員会等と定期的に意見交換を行うこととし、その結果も踏まえ、センターの行う事務事業の見直しを行う。

ア 大学との連携協力協定の締結

平成 27 年 5 月に宮城教育大学との連携協力協定を締結するとともに、7 月に日本教職大学院協会との連携協力協定を締結し、大学とセンターの強固なネットワークを構築した。

イ 各都道府県・指定都市教育(研修)センター等において研修用に作成した教材等の収集
各都道府県・指定都市教育(研修)センター等が研修用に作成した教材等のホームページ公開情報を収集し、その一覧をセンターホームページで情報提供した。

ウ 海外の教育関係者との情報交換

我が国における教員研修のナショナルセンターとして、海外の教育関係者の視察等を積極的に受け入れ、我が国の教員研修制度やセンターの研修事業等に関する説明、実施研修や施設の視察、教員の資質向上方策など教育課題について幅広く意見交換等を行った。

(実績)

平成 23 年度

- ・バーレーン王国 教育訓練水準管理庁局長他 2 名
- ・英国 オックスフォード・ブルックス大学幼児初等学部副代表他 2 名
- ・カンボジア王国 教育青年スポーツ省次官他 8 名

平成 24 年度

- ・インドネシア共和国 教育大学協会会長及び教育大学長他 2 1 名
- ・カザフスタン共和国 教員研修高度化センター代表他 4 名
- ・カンボジア王国 教育青年スポーツ省行政官他 4 名
- ・約 1 カ月にわたりセンターに受け入れ、我が国における教育・教員養成・教員研修等の各制度に関する研修として実施し、同国で計画されているセンター設立に向けた助言等を行った。

平成 25 年度

- ・モンゴル国 教育科学省職員、教育研究所教育スタンダード及びカリキュラム部部长、教員研修所所長他 7 名
- ・アラブ首長国連邦 最高国家安全保障会議教育調査団 5 名

平成 26 年度

- ・チリ共和国 運輸通信省国家交通安全委員会調整官他 1 名
- ・台湾 国家教育研究院教育人的資源発展センター長他 2 名

平成 27 年度

- ・香港教育部教育局長他 5 名
- ・中国江蘇省教育庁常州市新北区教師教育センター教師他 1 8 名

エ 教育長セミナーの開催

地方教育行政の責任者として、高い資質・能力と強い使命感を持ち、常に研鑽に励むことが求められることを踏まえ、「学び続ける教育長」の研修機会として、文部科学省との共催により、教育長セミナーを実施した。(市区町村教育委員会教育長：平成 26 年度 67 名、平成 27 年度：62 名が参加)

オ OECD 国際教員指導環境調査 (TALIS) への協力

文部科学省からの依頼により、OECD 国際教員指導環境調査 (TALIS) に協力するため、大学教授などフェロー 4 人 (非常勤) を委嘱した。

Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項

【中期目標】

1. 経費等の縮減・効率化

【中期計画】

センターの業務運営に際しては、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）を踏まえ、既存事業の見直し、効率化を図る。このため、一般管理費（土地借料除く）については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行い、計画的な削減に努め、中期目標期間中、毎事業年度において、対前年度比3%以上の効率化を図る。また、業務経費についても毎事業年度において、対前年度比2%以上の効率化を図る。

その際、研修事業等の質の低下を招かないように配慮するとともに、契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、より一層の適正化を図る。

【経費等の縮減・効率化】

ア 経費等の縮減・効率化

各事業年度の年度計画に掲げた事項を踏まえ、既存事業の見直し、効率化を図るとともに、平成25年12月24日閣議決定「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」を踏まえ、平成26年度から国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館及びセンターとの間接業務の共同実施を行ったことにより、一般管理費（土地借料を除く）については、毎事業年度において3%、業務経費についても毎事業年度において2%の縮減目標を達成した。その際には、研修事業等の質の低下を招かないように配慮しつつ次のような取組を行った。

〔対前年度予算額に対する縮減率〕

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
一般管理費	4.8%	15.8%	13.7%	24.8%	4.7%
業務経費	3.0%	16.3%	21.6%	6.2%	2.2%

(ア) 契約方法の改善・見直しによる経費縮減

- ・国内固定電話利用契約、インターネット専用回線の借上契約、外部監査業務の委託契約を単年度契約から複数年契約に移行する見直しを行った。
- ・宿泊施設や研修施設の受付・貸出等の管理業務を新たに民間委託するとともに建物清掃業務や警備業務の維持管理に係る各業務について、複数年契約に移行する見直しを行った。
- ・システム等の保守契約方法、定期刊行物等の購入、旅費支給制度、謝金単価の見直しや研修会場の集約化などを行った。
- ・他機関との物品の共同調達を実施した。

(イ) エネルギーの効率化による経費縮減

・「センターの節電実行計画」に基づき、節電対策を実行するとともに、第一宿泊棟、第二宿泊棟及び図書館の空調設備の更新並びに外灯、第1～第3宿泊棟及び研修棟等の照明設備のLED化を図った。

イ 契約の適正化

(ア) 随意契約等見直し計画の状況

平成21年11月に閣議決定された「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき策定した「随意契約等見直し計画」に沿って、一般競争入札の範囲拡大等の契約方法の見直しを着実に実施した。

この結果、平成27年度において随意契約によることが真にやむを得ないもの以外は全て一般競争契約等への移行を完了した。

また、一般競争契約等の実施に当たっては、競争参加資格要件の緩和や仕様内容の見直し、公告期間の延長（従前の原則10日以上から20日以上を確保）等を実施し、数多くの業者が入札等に参加できるように競争性の確保に努め、一者入札・応募の改善を図った。

〔随意契約の状況〕

区 分	随意契約件数	随意契約金額	
随意契約見直し計画	10件 → 5件	316百万円 → 297百万円	
実 績	23年度	6件	236百万円
	24年度	5件	226百万円
	25年度	5件	200百万円
	26年度	7件	312百万円
	27年度	4件	30百万円

※「随意契約等見直し計画」は、平成20年度に締結した随意契約の件数・金額をベースに一般競争契約等への移行による到達目標を定めたもので、すでに、平成22年度に目標を達成している。

〔一者応札・応募の状況〕

区 分	競争契約件数(a)	一者応札・応募件数(b)	一者応札・応募率(b/a)
23年度	65件	10件	15.4%
24年度	55件	4件	7.3%
25年度	52件	9件	17.3%
26年度	52件	3件	5.8%
27年度	75件	9件	12.0%

(イ) 契約監視委員会における契約の点検・見直しの実施

平成21年11月に閣議決定された「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき設置した契約監視委員会（委員は常勤監事1名、外部有識者2名（弁護士1名、公認会計士1名））を平成23年度から平成26年度の各年度に2回ずつ開催した。

当該委員会においては、平成23年度から26年度の契約について随意契約事由の妥当性や競争契約において真に競争性が確保されているか等の観点から厳格な点検が実施された。また、2か年連続して一者応札・応募となった案件について「一者応札・応募事案フォローアップ票」に

基づき点検が実施された。

その結果、センターの契約において見直しを必要とする特段の指摘は受けなかった。

平成27年度においては、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき設置した契約監視委員会（委員は監事1名、外部有識者2名（弁護士1名、公認会計士1名））を開催し、一者応札に関する調達や経費節減・効率化に関する調達の適正性等について点検を行うこととする調達等合理化計画案について審議した。

その結果、見直しを必要とする特段の指摘は受けなかった。

（ウ）調達関係情報の開示

センターホームページの調達情報に一般競争入札や企画競争・公募の公告を掲載し、より多くの参加者を募ることで競争性を確保するとともに「公共調達の適正化について」（H18.8.25 財計第2017号）に基づき、随意契約や競争入札に係る情報（契約結果の情報）を開示し、引き続き契約業務の透明性の確保に努めた。

【中期目標】

2. 業務運営の点検・評価の実施

【中期計画】

センターの業務運営について、自己点検・評価委員会等において、毎事業年度、業務運営について積極的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえて、業務運営の改善を促進する。なお、自己評価の際には、教育関係者、受講者、民間企業関係者など外部人材の活用を図る。

【業務運営の点検・評価の実施】

中期目標の達成に向けて、自己点検・評価委員会の意見のほか、毎事業年度の評価結果やアンケート調査結果等を踏まえ、研修の質を維持しつつ、効果的・効率的な事業実施の観点から業務運営全般について不断に見直しを行い、業務運営の改善に努めた。

なお、研修事業の具体的な見直し、改善措置の内容は、「Ⅱ. 1.（4）各研修の廃止、縮減、内容・方法等の見直し」及び「Ⅱ. 2. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助」等に記述している。

参考：自己点検・評価委員会

センターの業務運営について、効率的・効果的なものとするため、毎事業年度、自己点検・評価を実施し、各委員からの意見等を踏まえて、研修業務及び管理運営業務の改善・充実を図った。

（ア）自己点検・評価委員会の委員構成

センターの自己点検・評価委員会は、外部委員7人と内部委員6人の計13人から構成され、外部委員については、企業関係者、教育関係者、公認会計士及び学識経験者など多方面からの人材を活用した。

(イ) 委員の意見等を踏まえた主な取組状況

平成23年度

○契約方法の改善・見直しによる経費削減・効率化

- ・国内固定電話利用契約やインターネット専用回線の借上契約を単年度契約から複数年契約へ移行することにより、経費を削減
- ・宿泊施設や研修施設の受付及び貸出等の管理業務を新たに民間委託することにより、経費を削減
- ・建物清掃業務や警備業務の維持管理に係る各業務を単年度契約の個別契約から複数年契約の包括的民間委託契約へ移行することにより、経費を削減

平成24年度

○契約方法の改善・見直しによる経費削減・効率化

- ・複写機の賃貸借及び保守契約の契約年数を見直しすることにより、経費を削減
- ・外部監査業務の委託契約を単年度契約から複数年契約に移行することにより、経費を削減
- ・定期刊行物等の購入を見直しすることにより、経費を削減

平成25年度

○契約方法の改善・見直しによる経費削減・効率化

- ・システム等の保守契約方法を見直しすることにより、経費を削減

○内部統制の充実・強化

- ・センターにおける様々なリスクのリスト化とその低減に向けた対応策のとりまとめ、災害対応マニュアルの改定、情報セキュリティ研修及び倫理研修の実施 等

平成26年度

○契約方法の改善・見直しによる経費削減・効率化

- ・他機関との物品の共同調達を実施することにより、経費を削減

○内部統制の充実・強化

- ・業務方法書及び関係規程の改正、センターが保有する個人情報の管理状況の点検、ハラスメント防止研修の実施 等

平成27年度

○研修業務の電子化

- ・研修関連及び会計関連事務処理システムの統合による業務の効率化

○内部統制の充実・強化

- ・監査室を新たに設置し、内部監査規程を新設することにより、内部監査体制を整備・充実

【中期目標】

3. 情報セキュリティの確保

【中期計画】

センターが管理する情報の安全性向上のため、政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

【情報セキュリティ対策の推進】

ア 情報システムを担当する組織の設置、情報セキュリティ研修の実施等

平成23年7月に総務部総務課に情報支援係を設置し、センターの情報システム全般並びに情報セキュリティに関する業務を担当させ、管理・運営の向上を図った。

情報セキュリティに関する最新の動向等を把握するため、情報支援係の職員を、専門的な情報セキュリティ研修に参加させた。また、サイバー攻撃事案等を踏まえ、平成25年9月及び平成27年6月に全職員を対象とした情報セキュリティ研修を、平成27年7月に全職員を対象とした標的型メール訓練を実施した。

イ 情報システムの改修

平成23年度に情報システムコンサルティング会社に委託して、センターの各種情報システム全般、情報セキュリティの確保状況、情報システムを利用した業務処理など、センターにおける情報システムを利用した業務処理に関する全般の問題点等について実態調査を実施し、その結果を基にしたセンターにおける情報システムの将来像についての改善策の提案を受けた。

これを踏まえ、平成25年度に研修関連及び会計関連の情報システムの改修計画案を取りまとめ、平成28年3月に研修関連及び会計関連事務処理システムを統合したシステムの運用を開始し、業務の効率化を図るとともに、より高度なセキュリティ環境の整備を行った。

IV 財務内容の改善に関する事項

【中期目標】

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 自己収入の確保 2. 固定経費の節減 3. 財務内容等の透明性の確保 |
|---|

【中期計画】

予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、計画的な収支計画による運営を行う。また、管理業務の効率化を進める観点から、毎事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営を行う。

1. 予算（中期計画の予算）
2. 収支計画
3. 資金計画

収入については、自己収入の大部分を占める宿泊料収入の安定的な確保を図るため、研修の廃止、縮減等の見直しが図られる中、研修参加率の維持向上などにより宿泊者数の確保に努めるとともに、外部利用の促進、料金体系の適切な見直し等を行い、各事業年度において計画額を上回る自己収入を確保した。

支出については、経費等の縮減・効率化の目標達成に向け、研修事業等の質の低下を招かないように配慮しつつ経費の節減に努めた。（「Ⅲ 1. 経費等の縮減・効率化」を参照。）

また、センターでは、財務内容等の透明性の確保の観点から決算に係る各事業年度の財務諸表類をホームページで公開するとともに、直近の決算について図や表をまじえて解説した「決算の概要」も公開し、決算情報の公表の充実に努めた。

なお、期末における剰余金については、国庫に納付することとしている。

【予算】

中期計画予算（平成 23 年度～平成 27 年度中期計画予算）

（単位：百万円）

区 分	中期計画予算額	査定予算額	決 算 額	差引増△減額
収 入		(a)	(b)	(b)-(a)
運営費交付金	5, 304	5, 101	5, 067	△33
施設整備費補助金	760	1, 002	1, 002	△0
自己収入	715	715	811	96
計	6, 779	6, 817	6, 880	62

支 出		(a)	(b)	(a)-(b)
一般管理費	1, 283	1, 195	1, 163	32
業務経費	2, 543	2, 489	2, 657	△167
人件費	2, 193	2, 131	1, 995	136
施設整備費	760	1, 002	1, 002	0
計	6, 779	6, 817	6, 816	1

(注) 金額は、単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

※差引増△減額の主たる事由

○収入

- ・ 宿泊料収入等の増により、自己収入が増額となった。

○支出

- ・ 土地借料の減及び随意契約の見直しを行い一般競争に移行したことによる契約金額の減少等により、一般管理費が減額となった。
- ・ 研修事業の充実のための整備等を行ったことにより、業務経費が増額となった。
- ・ 職員数の減により、人件費が減額となった。

【収支計画】

収支計画（平成23年度～平成27年度収支計画）

(単位：百万円)

区 分	中期計画額	査定計画額	決 算 額	差引増△減額
		(a)	(b)	(a)-(b)
費用の部	6, 417	6, 216	5, 804	412
一般管理費	1, 681	1, 595	1, 218	377
業務経費	2, 543	2, 489	2, 490	△1
人件費	2, 193	2, 131	1, 995	136
雑損	—	—	93	△93
臨時損失	—	—	8	△8
		(a)	(b)	(b)-(a)
収益の部	6, 417	6, 216	5, 870	△346
運営費交付金収益	5, 304	5, 101	4, 619	△482
施設費収益	—	—	91	91
自己収入	715	715	787	72
資産見返負債戻入	398	400	310	△90
臨時利益	—	—	63	63

(注) 金額は、単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

※差引増△減額の主たる事由

○費用の部

- ・土地借料の減及び随意契約の見直しを行い一般競争に移行したことによる契約金額の減少等により、一般管理費が減額となった。
- ・研修事業の充実のための整備等を行ったことにより、業務経費が増額となった。
- ・職員数の減により、人件費が減額となった。
- ・改修工事等に伴う施設の撤去費用等により、雑損が増額となった。
- ・固定資産除却損の増により、臨時損失が増額となった。

○収益の部

- ・資産の購入等により収益化額が減少したことにより、運営費交付金収益が減額となった。
- ・施設整備費による改修工事で費用が発生したことにより、施設費収益が増額となった。
- ・宿泊料収入等の増により、自己収入が増額となった。
- ・資産の取得に伴う減価償却費相当額が減少したことにより、資産見返負債戻入が減額となった。
- ・中期目標期間の最終年度であることから、運営費交付金債務残額を全額収益化したことにより、臨時利益が増額となった。

【資金計画】

資金計画（平成23年度～平成27年度資金計画）

（単位：百万円）

区 分	中期計画額	査定計画額	決 算 額	差引増△減額
		(a)	(b)	(a)-(b)
資金支出	6,779	6,818	6,676	141
業務活動による支出	6,019	5,816	5,480	336
投資活動による支出	760	1,002	1,157	△155
財務活動による支出	—	—	39	△39
		(a)	(b)	(b)-(a)
資金収入	6,779	6,818	6,869	52
業務活動による収入	6,019	5,816	5,852	36
運営費交付金による収入	5,304	5,101	5,067	△33
自己収入	715	715	785	70
投資活動による収入	760	1,002	1,017	16
施設整備費補助金による収入	760	1,002	1,002	0
有形固定資産の売却による収入	—	—	0	0
敷金の回収による収入	—	—	15	15

（注）金額は、単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

【中期計画】

短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は4億円とする。

短期借入金が想定される事態としては、運営費交付金の受入りに遅延が生じた場合である。なお、想定されていない退職手当の支給などにより緊急に必要な経費として借入することも想定される。

【実績】

- ・平成24年度

運営費交付金等の財源となる特例公債法案の国会成立の見込みが立たないことから、政府は、成立の見込みが立つまでの間の一般会計予算の抑制について、平成24年9月7日に「9月以降の一般会計予算の抑制について」を閣議決定した。

これを受け、文部科学省より、9月から12月までの間、128百万円の運営費交付金の交付の留保が提示された。

このため、センターの業務運営に影響を及ぼさないよう短期借入することを役員会で決定し、市中銀行5社から短期借入の見積り競争を行った上で必要額を借入れた。

- ・借入期間：平成24年11月9日～12月5日
- ・借入金額：6千万円（平成24年12月5日返済）
- ・借入利息：11,966円
- ・借入金利：0.28%/年
- ・平成23年度及び平成25年度～27年度は該当なし

【中期計画】

重要な財産の処分等に関する計画

重要な資産を譲渡、処分する計画はない。

該当なし

【中期計画】

剰余金の使途

センターの決算において剰余金が発生したときは、研修事業の充実、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に対する指導、助言及び援助の充実、施設・設備整備の充実等に充てる。

該当なし

V その他業務運営に関する重要事項

【中期目標】

1. 長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施

【中期計画】

1. 施設・設備に関する計画

(1) 施設・設備の運営にあたっては、長期的視野に立った整備計画を策定し、施設・設備整備を推進する。

また、管理運営においては、維持保全を着実に実施することで、受講者の安全の確保に万全を期する。

(2) 受講者本位の立場から施設・設備の整備を進め、宿泊施設・設備の充実等、受講者が快適に研修を受講できるよう配慮した施設・設備の整備を行う。

(3) 東京都港区虎ノ門に所在する東京事務所は廃止し、借上面積を大幅に縮減した上で、平成23年度中に他法人施設（学術総合センター（千代田区一ツ橋））へ移転する。

(4) 学校教育関係職員を対象とした研修に、センターの研修施設・設備の利用を促進することにより、土地建物の効率的な活用を図るとともに、保有の必要性について不断の見直しを行う。

また、つくば本部の土地については、その購入完了後において速やかに、保有し続ける必要があるかについて厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うことも含め、検討を行う。

(5) 研修・宿泊施設の管理について民間委託を進め経費を削減する。

【施設・設備に関する実績】

ア 本部用地の購入等

施設整備費補助金により計画どおりに本部用地の購入を実施し、平成26年度に用地の購入が完了した。また、施設の経年劣化が著しい状況となっていることから、受講者本位の快適な研修環境の形成のため、第一宿泊棟改修工事を行った。

(本部用地の購入状況)

全敷地面積 (㎡)	購入済面積 (㎡)	購入残面積 (㎡)
67,559.29	67,558.99	0.00
(100%)	(100%)	(0%)

(注) 全敷地面積から購入済面積を差し引いた0.30㎡は、分筆減によるものである。

(施設整備費補助金により整備した工事等)

区 分		予算額 (百円)	決算額 (百円)
23年度	本部用地購入費	173	173
24年度	本部用地購入費	155	155
25年度	本部用地購入費	155	155
26年度	本部用地購入費	276	276

27年度	第一宿泊棟改修工事	242	242
------	-----------	-----	-----

イ 研修事業の充実のための整備等

効率的・効果的な研修事業の展開及び研修期間中の受講生の生活環境の充実・改善等を図るため、平成23年度に第二宿泊棟及び図書館棟の空調設備の更新等、平成27年度に第一宿泊棟改修工事、宿泊棟のパソコンの更新、無線LANの構築によるネットワーク環境の整備、図書館の図書の実施などを行った。

ウ 施設・設備の有効活用の推進【再掲】

施設提供事業として、学校教育関係者等を対象とした研修等での利用を促進した。

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
件 数	9件	8件	10件	9件	12件
使用料収入	8,984千円	5,729千円	6,971千円	17,390千円	19,061千円

エ 受講者の安全確保及び研修環境改善への取組

受講者の安全を確保するため、センター本部で実施する宿泊研修については、地震や火災など災害時の対応を掲載した「生活のしおり」を全ての宿泊室に配置するとともに、オリエンテーション時に受講者に対して周知徹底した。

また、受講者の健康管理として、外部医療機関に委託した看護師が定期的に健康相談に応じるとともに、オリエンテーションにおいて、自己管理の徹底について、注意を促した。

なお、第4期中期目標期間における受講者に対する新たな安全性確保の主な取組として、以下の措置を講じた。

- ・ 宿泊棟の窓転落防止対策工事を実施した。（平成26年度）
- ・ 通行量の最も多い講堂前廊下において、雨天時転倒防止対策として防滑型床ビニルシートに張り替えた。（平成26年度）
- ・ 講堂及び食堂カフェテリアの大規模高天井落下危険度調査を行い、講堂について対策工事を実施した。（平成27年度）
- ・ 施設安全対策のため、研修棟廊下の防滑工事及び図書館棟前広場のタイル張替による転倒防止対策を実施した。（平成27年度）
- ・ 宿泊棟のパソコンや設備の更新を実施した。（平成27年度）
- ・ 無線LANの構築によるネットワーク環境の整備を実施した。（平成27年度）
- ・ 図書館の図書の充実などを実施した。（平成27年度）

オ 保有資産の見直し

東京事務所（虎ノ門）については廃止し、借上面積を縮減（312㎡→153㎡）した上で、平成23年4月より、他機関（国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、国立高等専門学校機構）とともに、学術総合センターに機能を集約化した。

また、つくば本部の土地については、平成26年度中に独立行政法人都市再生機構からの購入が完了し、保有資産見直しの観点から取扱いを検討した結果、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）」において「中期目標管理型法人」とされたことも勘案し、引き続き本法人が所有することとし、研修等の更なる充実など、機能強化を推進していくこととした。

カ 施設管理・運営の効率化

宿泊施設や研修施設の受付・貸出等の管理業務を新たに民間委託するとともに建物清掃業務や警備業務の維持管理に係る各業務について、複数年契約に移行する見直しを行った。（再掲）

【中期目標】

2. 人事に関する計画

【中期計画】

2. 人事に関する計画

国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与について、引き続き対国家公務員指数の抑制を図り、各年度における対年齢・地域・学歴勘案の指数が100以下となるように取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。更に、総人件費についても、平成23年度はこれまでの人件費改革の取組を引き続き着実に実施するとともに、24年度以降は「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本的な見直しを踏まえ、厳しく見直す。

また、限られた人員での効果的・効率的な研修事業等の遂行を実現するため、職員研修等を実施し、職員の研修の企画・立案能力等の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。

その他、都道府県・指定都市・中核市教育委員会等の専門性の高い職員を雇用することにより、質の高い人材の確保・育成を図り、職員の意識や能力に応じた適正な人事配置を行う。

【人事に関する取り組み】

ア 職員の給与水準

センター職員の給与は、「一般職の職員の給与に関する法律」に準拠しており、国家公務員と同様の給与体系としている。

給与水準（ラスパイレス指数）

区 分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
対国家公務員（行政職(一)）	99.8%	97.1%	103.7%	101.0%	101.8%
対他独法（事務・技術職員）	94.2%	90.9%	99.3%	—	—

イ 人件費削減の状況

人件費については、平成17年度人件費（決算額）を基準に平成23年度まで計画的に削減を進め、平成24年度以降も削減に努めている。

なお、平成27年度は、同年度実施の国家公務員給与改定（本給、地域手当等引上げ）に準拠し、役職員給与の改正を実施したことから、人件費が若干増加している。

また、平成26年4月より、非常勤役員（監事）の給与を日額支給から月額支給に改定した。

(予算・決算額の単位：千円)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
(対前年度削減率) 予算額	(-) 423,608	(0.8%) 420,218	(1.0756%) 415,698	(1.6666%) 408,770	(1.6666%) 401,957	(1.6666%) 395,258	(1.6666%) 388,671	(8.2476%) 356,615	(8.0804%) 327,799
決算額	416,199	413,786	410,999	404,296	371,231	363,019	346,764	329,473	322,908
人件費増減率		△0.6%	△1.2%	△2.9%	△10.8%	△12.8%	△16.7%	△20.8%	△22.4%

区分	26年度	27年度
(対前年度削減率) 予算額	(△8.7908%) 356,615	(△4.7875%) 373,688
決算額	328,566	339,914
人件費増減率	△21.1%	△21.1%

(注1) 人件費の範囲は、国家公務員という基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費は含まない。

(注2) 人件費増減率は、平成17年度決算額からの当該年度の増減率。

なお、センターにおいては、給与に係る諸手当及びレクリエーション経費を含む福利厚生費について、国と異なる支出はない。

ウ 職員研修の実施

毎事業年度各種の研修等を実施し、職員の研修業務実施に関する企画・立案能力等の専門性を高め、意識向上を図った。

(ア) 研修担当職員の研修業務に関する専門性を高める研修

今後の教育課題に即して実効性のある研修の企画・運営を行うため、教育学会、国立大学法人及び民間機関等が主催する各種のセミナーや研修会等に研修担当職員を参加させ専門性の向上を図った。

(主な参加セミナー・研修会等)

- ・「東北から発信する学校防災教育と学校安全」
- ・「大学・行政・学校の連携・協働で学び続ける教師を育てる」
- ・「チームリーダー養成研修」、「的確な判断を導く意思決定の技術」
- ・「ビジネスコーチング研修」、「ファシリテーション基礎講座」

(イ) 一般職員の資質向上のための研修

センター自ら職員研修を実施するとともに、事務の改善と能力の向上を目的に、他機関や民間機関等が主催する各種研修に職員を参加させ資質向上を図った。

また、平成25年12月24日閣議決定「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」を踏まえ、平成26年度から、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館及び本センターの4法人で、以下の職員研修を共同で実施した。

(開催実績)

- ・平成26年4月、平成27年4月 新人研修
- ・平成26年6月、平成27年6月 人事制度研修
- ・平成26年6月、平成27年11月 階層別研修
- ・平成26年11月 独立行政法人制度研修

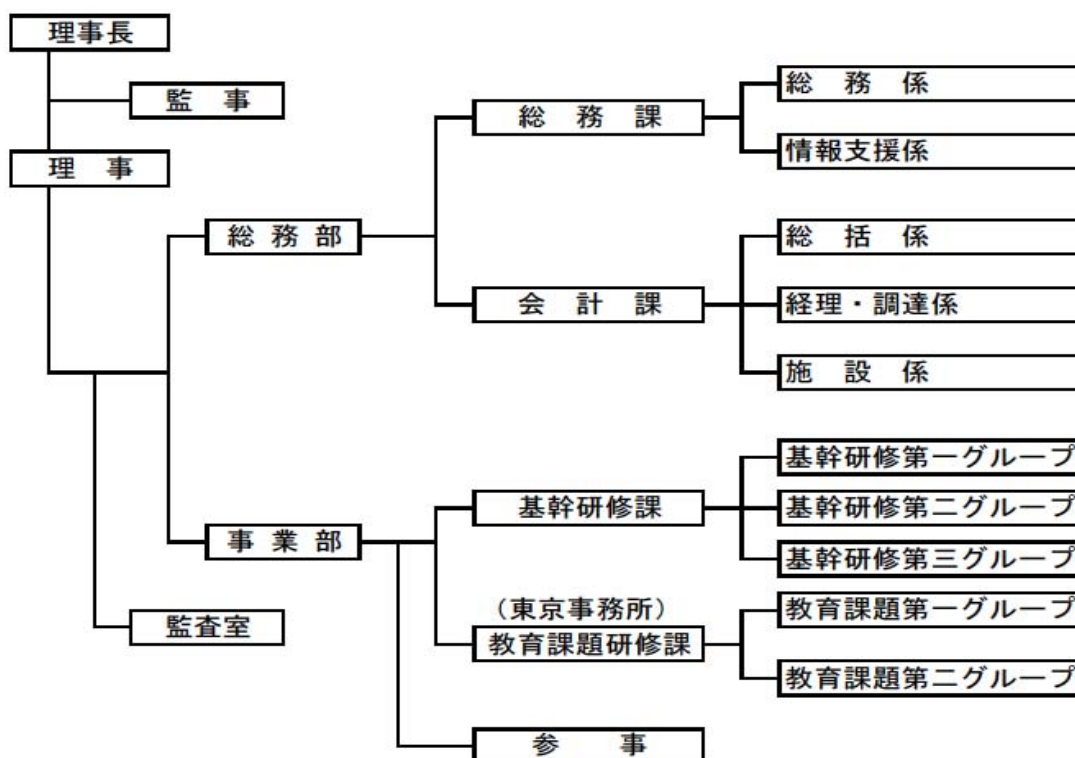
エ 人事交流と人事配置

(ア) 人事交流の状況

中期目標期間中、都道府県教育委員会等をはじめとする以下の機関と人事交流を行い、専門性の高い人材の確保に努めた。なお、平成28年3月末現在の人事交流者数は27名である。

文部科学省(6人)、栃木県教育委員会(1人)、茨城県教育委員会(3人)、千葉県教育委員会(3人)、宮城県教育委員会(1人)、鹿児島県教育委員会(1人)、京都府教育委員会(1人)、筑波大学(6人)、高エネルギー加速器研究機構(1人)、その他国立大学法人等(4人)

(イ) 職員の配置状況(平成28年3月末現在)



(ウ) 常勤職員数
(現員)

区 分	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末
総務部	15	14	14	14	14	14	13	15
総務部長	1	1	1	1	1	1	0	1
総務課	5	5	5	5 [3]	5 [3]	5 [3]	5 [3]	5[2]
会計課	8	8	8	8	8	8	8	9
事業推進指導室 (平成24年6月末廃止)	[2]	[2]	[2]	[2]	—	—	—	—
事業部	(10)31	(10)28	(10)26	(10)27	(9)26	(9)26	(9)26	(9)24
事業部長	1	1	1	1	0	1	1	1
研修企画課 ※H26年4月基幹研修 課に統合	(7)8	(7)8	(7)8	(7)8	(7)8	(7)8	—	—
基幹研修課 ※H26年4月課名変更	11	7	7	9 [1]	9 [1]	8 [1]	(7)15	(7)15
教育課題研修課	(3)11	(3)10	(3)10	(3)9	(2)9	(2)9	(2)9	(2)7
参事 ※H27年3月新設	—	—	—	—	—	—	1	1[1]
合 計	(10)46	(10)42	(10)40	(10)41	(9)40	(9)40	(9)39	(9)39

※ () 書きは主幹及び主任指導主事の人数で内数。[] 書きは併任。

研修事業の高度化及び業務運営の充実強化を図り、平成26年度に1人、27年度に2人、新たに職員を採用した。

平成27年度末の常勤職員数は、39人となっている。

(エ) 組織の改編

平成23年度に総務部総務課に情報支援係を設置し、センターの情報システム全般及び情報セキュリティに関する業務を担当させ、管理・運営の向上を図った。

また、平成24年度に総務部事業推進指導室の廃止（総務課に統合）、平成26年度に事業部の2課（研修企画課と基幹研修事業課）を基幹研修課に統合するなど、人員を抑制しつつ組織の集約化を図った。

【中期目標】

3. 内部統制の充実・強化

【中期計画】

3. 内部統制の充実・強化

理事長のリーダーシップの下、センターの業務及びそのマネジメントに関する内部統制・ガバナンスの充実・強化を図るとともに、役職員等のコンプライアンス意識の向上を図る。

【内部統制の強化への取り組み】

ア 内部統制の充実・強化に関する取り組み

センターに課せられたミッションを遂行するため、役職員間の情報共有の推進、職員に対する指示の徹底を図ることにより、各職員が目的意識を持って業務を遂行できるよう配慮している。

その際、小規模法人であることの特性を生かし、理事長が直接職員に対して意図を伝える機会を設けるとともに日常的なモニタリング等を行った。

具体的には、理事長から直接全役職員に対しセンターが置かれている状況、今後の運営方針、職員としての心構え等について訓示し、目的の明確化及び職員の意識の啓発を図った。

また、迅速な意思決定、効率的な組織運営を図るため、毎週開催する定例会（役員及び部課長が出席）において、総務部及び事業部からそれぞれの課題について報告し、協議することにより、法人全体の課題としてとらえ、適切な方針決定がなされるようにしている。

なお、本部と東京事務所をテレビ会議システムによって繋ぐことにより、法人全体がリアルタイムで情報共有できるよう環境を整えている。

なお、センターにおける内部統制の更なる充実・強化を図るため、第4期中期目標期間に、以下の取組を行った。

（主な取り組み）

- ・独立行政法人通則法の改正等を踏まえ、センターにおける内部統制システムを整備するため、業務方法書及び関係規程の改正を行った。
- ・災害だけでなく、センター全体のリスク管理について定めるリスク管理規程を新設した。また、大規模地震の発生時を中心とした災害対応マニュアルを改定した。
- ・センターにおける様々なリスクをリスト化し、そのリスクの低減に向けた対応策等について取りまとめ、職員に周知した。
- ・センターに対する社会的信頼の維持・向上を図るため、役職員がセンターの目的達成に向けて職務を遂行するに当たっての「独立行政法人教員研修センター行動規範」を制定した。
- ・全職員を対象に、倫理研修、ハラスメント防止研修、メンタルヘルス研修及び情報セキュリティ研修を実施し、職員の意識・モラルの向上を図った。
- ・センターが保有する個人情報の管理状況について点検を行った。

イ 監事監査

監事監査については、以下の項目を各年度の監査計画に盛り込み、会計監査及び業務監査を実施した。

(会計監査)

- ・ 決算の状況
- ・ 予算の執行及び資金運用の状況
- ・ 収入、支出の状況
- ・ 不動産の管理状況
- ・ 物品の管理状況
- ・ 役務の状況
- ・ 随意契約の適正化及び入札・契約の状況
- ・ 旅費の支出状況
- ・ 給与水準及び人件費の支出状況

(業務監査)

- ・ 諸規程の制定状況
- ・ 各研修事業等の実施状況
- ・ 組織運営状況
- ・ 人事管理状況
- ・ 内部統制の状況
- ・ 情報開示の状況
- ・ 保有個人情報の管理状況

監査にあたっては、理事長のマネジメント（リーダーシップを発揮できる環境整備、法人のミッションの役職員への周知徹底等）に留意し、年度当初の計画に基づき、月次会計監査及び業務監査にあっており、業務監査では、各課の業務の実施状況や施設・資産の管理状況について監査を行った。なお、月次会計監査では、100万円以上の契約について事務処理プロセスや契約の種別及び予定価格と落札金額などについても確認し監査にあたった。

ウ 監査法人による外部監査

センターは、独立行政法人通則法第39条に規定する会計監査人の監査を受けなければならない法人には指定されていないが、独立行政法人会計基準等に準拠した財務諸表等を適正に表示するため、従前より同法律に準じて監査法人と監査契約を締結している。監査にあたっては、契約事務の業務フローや契約決議書類の把握・確認から財務諸表等の作成に至る決算処理まで外部監査を実施している。

エ 役職員による内部監査

平成23年度から26年度までは、センター会計規程及び会計監査実施要項に基づき、監査対象課の会計経理について、当該課以外に所属する役職員により内部監査を実施し、内部統制の確保に努めた。

平成27年4月からは、監査室を新たに設置するとともに、内部監査規程を新設し、内部監査体制の整備・充実を図った。

なお、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館及び本センターの4法人で進めている間接業務等の共同実施の一環として、国立特別支援教育総合研究所の職員（1名）を監査員として受入れて、会計監査を実施した。